

代表者來集、労働組合法の爲の種々の闘争を協議し、委員は濱口總理大臣を訪問し決議を送つた。

十二月廿二日、内務大臣、労資兩者の代表の懇談會を開催したるも、資本家代表はこれを拒絶した。

一月十日、我總同盟主事松岡駒吉、同中央委員三木治朗、齋藤健一、原虎一、福岡金次郎の諸氏は、第十九回大會の決議を携へ内務省を訪問、安達内相に手交して労働組合法の制定を要求した。

一月十七日、第一回勞資懇談會を失敗した政府は、更に資本家側のみを招待して第二回懇談會を開催した。資本家側の出席者は岡、郷、木村、藤原等十六名。

二月一日、本日の開議に於て政府は労働組合法案の改悪を江木、安達兩相に一任した。

二月五日、全國産業團體の代表は鐵相官邸に於て鐵相と懇談會を開いた。出席者は郷、藤原、稻畑、片岡、小畑、井上(敏)、杉山、勝、三谷、阿部諸氏。當日江木鐵相は「政府に於いても既に社會局案に對しては改正の必要を認めてゐるから、更に研究の上新に具體案を作成して今期議會に上提の腹である」

とて言外に彼等資本家の希望を充分に考慮した旨述べた。二月十四日、労働立法促進委員會では左の聲明を發して猛烈な改悪反對の運動を起すことゝなつた。

解強化した。

三月八日、總同盟東京聯合會は反對デモを敢行し警官隊と大亂闘を演じた。

三月十七日、労働組合法案は三月十四日委員會を通過し本日衆議院本會議に上程多數を以て通過し、貴族院に廻付されたが遂に擱りつぶされた。

十四、解雇手當管理組合設立に関する件

本件に就いては、執行委員會は、管理組合を健實に發達せしむるには、該組合に、相當額の基本金の必要を認められたのであるが、日本労働會館建設運動に没頭しつゝある爲、未だ、その必要を充たすに至らざる事情に在るため、遺憾乍ら、この實現を延期するの止むなきに至つた。今後可及的速かに、その事業細目を起草し、具體化の爲に努力する豫定である。

十五、工場法違反摘發運動の件

全國大會に提出し、これを通過した。各加盟組合は、夫々この趣旨實行の爲に努力し、相當の成績を擧げて居る。

十六、屋外労働者保護法制定要求の件

第五十九議會に於て、労働者災害扶助法、労働者災害扶助責任保險法、労働者災害扶助責任保險特別會計法案の三案通過し、同施行令も原案作製され、労働立法促進委員會に對し、諮問があつたので、同委員會常任委員松岡駒吉

聲明書

一六

既に我等は社會局案に對してすら團結、罷業權、團體協約權等の確認につき改正の必要を認めたるものであるが、現内閣が第五十九議會に提出せんとする労働組合法案はこの社會局案を更に資本家階級の壓力によりて著しく改悪したるものにして、我等は我國労働運動の正常なる發達を促進する上から、これを以て甚だしく妥當を缺ぐものと認め、斷然これに反對し併せて我等は、今後あくまで完全なる労働組合法の獲得を期す

労働立法促進委員會

二月二十日、政府は資本家の意見により改悪した労働組合法案を發表した。(附録労働組合法案参照)

二月二十四日、改悪労働組合法案は労働會議停法改正案と共に衆議院本會議に上程された。之が審議に當つては社會民衆黨片山代議士質問する筈のところ、政民兩派ヨア黨は共同して質問を封鎖し、議事進行に關する緊急動議の發言も許さなかつた。二法案は二十七日の委員會となつた。

二月廿九日、東京商工會議所に於ける全國資本家團體の協議會では「全國産業團體聯合會」結成を決定し、京浜、東海、近畿、九州、北海道等の六十二團體が参加することゝなつた。之により資本家團體の労働組合法反對運動は

の名を以て左の如く容申した。「同法及施行令は附録の

改正に關する回答要目

- 一、港灣、河川に於ける船員及船夫一般の自動車、飛行機、飛行船、人車、牛馬車に依る運輸業、牛乳、新聞の配達等に摘要範圍を擴大せられ度し
- 一、第八、第一項の扶助料支給を毎月二回以上に改められ度し
- 一、同第二項「從來の賃金を支給する場合に於ては」の次に「労働者の希望に依りの文字を挿入せられ度し」
- 一、第九、療養開始後一年とあるを三年と改め、但し労働者の希望に依つて打切扶助料を支給する事に改められ度し
- 一、第十二、十三項の女子及第十六歳未満の者は八十歳其他の者は一圓五十錢と改められし
- 一、別表「扶助料」第六「遺族扶助料」第七「葬祭料等」凡て五割を増額せられたし
- 一、雇傭契約の解除に當りては日給三十日分以上の解雇手當支給を規定せられたし

十七、健康保險法中第十八條修正要求の件

全國大會に於て、第十八條即ち、
第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタ